

本説明書類のうち、第1から第4は平成25年4月30日に公表した内容と同一です。
また、第5および第6に、平成25年6月末および平成25年9月末の計数情報として、平成25年3月末時点における審査中案件についての計数情報を追加しています。

**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための
臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類**

平成25年10月22日
わかやま農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年2月5日に公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当常務を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 本支店及びローンセンターに「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(4) 金融部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 組合員からの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。

(2) 組合員からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、本店及び各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理委員会等）を中心に、お借入条件の変更等を行った組合員の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、組合員への支援について真摯に取り組みます。

特に、農業者の組合員に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況 別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 別表2のとおり

以上

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

	平成 21 年 12 月末		平成 22 年 3 月末		平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末		平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末		平成 23 年 6 月末		平成 23 年 9 月末		平成 23 年 12 月末		平成 24 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4	52	22	335	28	472	36	621	38	659	42	730	47	759	53	886	53	886	56	908
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	8	87	16	244	23	362	26	427	28	460	30	507	36	564	38	608	40	614
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	4	57	4	57	4	57	4	57	4	57	4	57	5	76
うち、審査中の貸付債権の額	4	52	12	230	9	171	5	126	1	17	2	41	5	59	3	62	1	19	1	15
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	2	18	3	55	4	75	7	156	8	171	8	171	10	201	10	201	10	201

(金額単位：百万円)

	平成 24 年 6 月末		平成 24 年 9 月末		平成 24 年 12 月末		平成 25 年 3 月末		平成 25 年 6 月末		平成 25 年 9 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	57	944	58	955	60	984	65	1,062	65	1,062	65	1,062
うち、実行に係る貸付債権の額	40	614	41	650	43	670	45	711	47	739	49	769
うち、謝絶に係る貸付債権の額	5	76	6	92	6	92	6	92	6	92	6	92
うち、審査中の貸付債権の額	2	52	1	10	1	20	4	57	2	29	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	10	201	10	201	10	201	10	201	10	201	10	201

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。